

(様式第 1 号)

計画作成年度	平成 25 年度
計画改定年度	平成28年度 令和元年度 令和 4 年度 令和 7 年度
計画変更年度	平成27年度 令和 2 年度 令和 7 年度
計画主体	関 川 村

# 関川村鳥獣被害防止計画

## <連絡先>

担当部署名 関川村農林課  
所在地 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地  
電話番号 0254-64-1447 (直通)  
F A X 番号 0254-64-0079  
メールアドレス norin@vill.sekikawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・カワウ・イノシシ・ツキノワグマ ・ニホンジカ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	関川村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額（千円）	面積（a）
ニホンザル	稲	32	3.0
	豆類	0	0
	野菜(他)	0	0
イノシシ	稲	146	14.0
カワウ	魚類(アユ等)	2,000	—
ツキノワグマ	そば	0	0
	果樹	0	0
ニホンジカ	実績なし	0	0
計		2,178	17.0

(2) 被害の傾向

【ニホンザル】

関川村の農地や周辺の集落に出没するニホンザルの個体数は、猟友会への聞き取り等から900頭程度存在すると推測されており、出没は村内の集落全域に及び、令和2年度から女川地区でエダマメの被害が発生し始めている。また、出没頭数・出没地域・被害地域は、群れの繁殖等で年々拡大している。

農作物被害は、野菜を中心に毎年4月から11月までの間に発生している。山沿いの農地では稲の被害も出ており、被害の拡大により、農業者の生産意欲が低下し、不作付け地が増加するなど、被害金額以上の被害が発生している。

【イノシシ】

七ヶ谷地区・九ヶ谷地区の林縁部の農地を中心に目撃されていたものが、生息域を年々拡大し、広範囲に出没している。

被害としては、水田での畦畔破損、農作物（主に水稻）の踏み荒らしなどの被害が増加している。今後、更なる農業被害の恐れが懸念される。

【カワウ】

荒川上流部のコロニー周辺で猟友会による一斉捕獲により、飛来数は減少しているが、依然として放流後のアユや鮭稚魚、川魚などの食害が発生している。

【ツキノワグマ】

令和7年度の大量出没により、上関、上川口、鮎谷地区で栽培した食用そばが食害による減収被害を受けた。堅果物の不作の年には人家周辺までの出没が多くなっている。令和5年度には民家へ侵入し、人身被害が発生した。今後も、村ホームページや広報誌等での注意喚起を継続して実施していく。

【ニホンジカ】

直接的な農作物被害は出ていないが山間部に広く生息しており、近年では目撃情報もあることから、生息（行動）域は拡大している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ニホンザル	32千円	3.0a	26千円	2.5a
イノシシ	146千円	14.0a	125千円	12.0a
カワウ	2,000千円	—	1,600千円	—
ツキノワグマ	-	-	47千円	324.0a
ニホンジカ	-	-	-	-
計	2,178千円	17.0a	1,798千円	338.5a

※R7年度ツキノワグマ被害（R7年12月時点）

そば：対象面積 1,620a 減収量 796.6 kg 被害金額 236 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	①猟友会員の出勤による銃器による捕獲。 ②農家による追い払い。 ③サル等の撃退に効果的と言われる『ウルフピー』の実証試験を実施。 ④イノシシ対策としてくくりわ	①ニホンザルの捕獲頭数は、年度毎に差が大きく、年間30頭～80頭程度の捕獲を行っているが、出没の頻度と農作物等被害は減少していない。捕獲に携わる人材も不足している。このことから、捕獲経費支援や担い手確保への支援などを

	<p>なによる捕獲を実施。 ⑤ICTわなの実証実験</p>	<p>推進する必要がある。 ②、③花火での追払いや、忌避剤による被害防止の効果は一時的であることから、獣種に応じた防護柵等の設置を推進する必要がある。 ④くくりわなの捕獲者が不足していることから、担い手確保の支援が必要である。 ⑤高齢ハンターや農家等でも利用し易いICT捕獲技術の検討が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家組合の申請に対して事業費の2分の1補助（村単独）</li> <li>・個人による防護柵（防鳥ネットや防獣ネット等）の設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵の設置による防除効果は、一定の効果を得ている。しかし、集落によっては、住民の高齢化で大規模な防護柵の設置、維持管理が厳しい状況になってきている。</li> <li>・近隣集落との連携など体制整備についての検討が必要である。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害対策調査・勉強会の実施（R5：1集落）</li> <li>・集落環境診断後の合意形成ワークショップの実施（R6：1集落）</li> <li>・集落による放任果樹の伐木</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落によっては、不在地主となる土地が多くなり、緩衝帯整備や不要樹木の伐採などの所有者の意向確認が必要なものは、事前調整が手間取るなど取組を進めるうえでの障害となりつつある。</li> <li>・集落環境診断などを活用して、集落に情報共有を図るなど円滑に進める体制整備を推進する。</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

<p><b>【全体】</b>          罾の見回りなどの労力軽減による効率的な捕獲が図られ、それに伴い捕獲数の増加も期待できるICT機器の活用を推進する。          また、一般社団法人新潟県猟友会が新潟県西蒲区福井で整備した「新潟</p>
---

県猟友会ライフル射撃場」において、大型獣の捕獲に有効な大口徑ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

#### 【ニホンザル】

被害防止体制として、住民(農家)を対象とした研修会や集落環境診断などを通じて、組織的な追い払いや放任野菜、果樹の撤去に関する啓発等を実施し、サルを誘引しにくい環境づくりに努める。

防除対策として、これまでに設置した防護柵等の効果が一定程度あることから、引き続き周知を図り、普及を進める。

駆除対策として、新潟県ニホンザル管理計画に基づき、加害群れを対象に猟友会員による捕獲を実施し、群れの個体数調整を行う。近年は女川地区もサルの被害が増えているため、猟友会と協議し、巡回の範囲や回数、時期などを検討する。

また、猟友会員減少による鳥獣害捕獲従事者不足の解消のため、担い手緊急確保事業等を用いて人材確保に努める。

#### 【カワウ】

放流アユ等の食害被害対策として、引き続き漁協で被害調査を行い、取組の効果検証をしつつ、猟友会員による銃器による捕獲及び追い払いを実施する。

#### 【イノシシ】

被害防止体制として、住民(農家)を対象とした研修会や集落環境診断などを実施し、誘引しにくい環境づくりなどの防除意識の啓発、生息個体数の減少に向けた体制作りにも努める。防除対策としては、防護柵等の設置で一定の効果が見込めるため、周知を図り、普及を進める。

駆除対策としては、猟友会員によるくくりわな、箱わなによる捕獲を行い、個体数の減少を図る。

また、捕獲技術の向上や担い手の確保を目的にした研修会の実施や鳥獣害捕獲従事者不足の解消のため、担い手緊急確保事業等を用いて人材確保に努める。

#### 【ツキノワグマ・ニホンジカ】

ツキノワグマに関しては農地や人家に侵入させないための環境整備や農作物被害、人身被害の防止に向け、村農林課及び総務課、猟友会、保健所、警察と関川村ツキノワグマ等出没対応マニュアルを基に体制作りにも努める。また、関川村有害鳥獣被害防止対策協議会が猟友会や外部専門機関と連携して、ツキノワグマとニホンジカの生息域調査を行い、被害の発生状況に合わせて捕獲頭数を調整していく。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・新潟県猟友会村上支部（関谷分会、女川分会）へ業務委託契約（銃器や箱わな等による捕獲及びニホンザルの出没時期の定期巡回の実施など。）
- ・ツキノワグマ、ニホンジカについては、人身被害のおそれもあることから、関川村ツキノワグマ出没対応マニュアルに基づき、速やかに対処する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和7年度	ニホンザル カワウ イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会による定期巡回の実施や目撃及び被害発生時の出動</li> <li>・箱わなの導入・設置（ニホンザル・イノシシ・ツキノワグマ・ニホンジカ）</li> <li>・くくりわなの導入・設置（イノシシ）</li> <li>・県及び村の担い手確保事業等用いての人材確保</li> </ul>
令和8年度	ニホンザル カワウ イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会による定期巡回の実施や目撃及び被害発生時の出動</li> <li>・箱わなの導入・設置（ニホンザル・イノシシ・ツキノワグマ・ニホンジカ）</li> <li>・くくりわなの導入・設置（イノシシ）</li> <li>・県及び村の担い手確保事業等用いての人材確保</li> </ul>
令和9年度	ニホンザル カワウ イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会による定期巡回の実施や目撃及び被害発生時の出動</li> <li>・箱わなの導入・設置（ニホンザル・イノシシ・ツキノワグマ・ニホンジカ）</li> <li>・くくりわなの導入・設置（イノシシ）</li> <li>・県及び村の担い手確保事業等用いての人材確保</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p><b>【 ニホンザル 】</b></p> <p>猟友会への聞き取り調査等の結果から、加害群れの推定個体数を900頭とし、加害個体を中心に捕獲をする。加害レベルの判定は新潟県ニホンザル管理計画を基本とし、農地及び人家の庭に出没し、農作物被害や住民への人身被害を及ぼすニホンザルについて捕獲を実施する。</p> <p>捕獲数については、平成26年～令和5年の有害鳥獣捕獲数を基準に年間100頭とする。</p> <p><b>【 カワウ 】</b></p> <p>平成28～29年に50羽以上のカワウを捕獲し、荒川流域の生息数を減らしたが、他地域からの飛来数等を考慮し、捕獲数は引き続き年間20羽とする。漁業被害の状況、隣接市町村からの情報等を踏まえ、群れの規模の縮小を目指す。</p>

**【イノシシ】**

個体数の推定は、出没情報や被害情報などから推定中であるが、新潟県イノシシ管理計画を踏まえ、目撃情報などにより加害個体を中心に捕獲する。

**【ツキノワグマ】**

目撃情報などにより危険性が予想される個体を中心に必要最小限を捕獲する。

**【ニホンジカ】**

被害抑制の観点から必要に応じ捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル	100頭	100頭	100頭
カワウ	20羽	20羽	20羽
イノシシ	15頭	20頭	25頭
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
ニホンジカ	必要に応じて捕獲	必要に応じて捕獲	必要に応じて捕獲
計	135 頭羽	140 頭羽	145 頭羽

**捕獲等の取組内容**

- ・銃器による捕獲（通年）…被害地域全域（カワウ）
- ・銃器、わなによる捕獲（通年）…被害地域全域（ニホンザル・イノシシ・ツキノワグマ・ニホンジカ）

**ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容**

- ・ニホンザル、イノシシの捕獲において、散弾銃では困難な場合、射程距離の長いライフル銃を使用した効率的な捕獲を行う。
- ・実施時期等については、村内の被害が発生している地域において通年実施する。

**（４）許可権限委譲事項**

対象地域	対 象 鳥 獣
—	—

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル	電気柵設置等 (3,000m)	電気柵設置等 (3,000m)	電気柵設置 (3,000m)
イノシシ	電気柵設置 (3,000m)	電気柵設置 (4,000m)	電気柵設置 (5,000m)
計	電気柵設置 (6,000m)	電気柵設置 (7,000m)	電気柵設置 (8,000m)

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取 組 内 容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ニホンザル イノシシ	・ 集落等において管理組合等を設置し共同して管理を行う。	・ 集落等において管理組合等を設置し共同して管理を行う。	・ 集落等において管理組合等を設置し共同して管理を行う。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和7年度	ニホンザル カワウ イノシシ	・ 住民主体の追い払いの啓発や実施体制の整備 ・ 放任野菜の除去等に関する啓発の実施 ・ 被害量及び生息数調査の実施
令和8年度	ニホンザル カワウ イノシシ	・ 住民主体の追い払いの啓発や実施体制の整備 ・ 放任野菜の除去等に関する啓発の実施 ・ 被害量及び生息数調査の実施
令和9年度	ニホンザル カワウ イノシシ	・ 住民主体の追い払いの啓発や実施体制の整備 ・ 放任野菜の除去等に関する啓発の実施 ・ 被害量及び生息数調査の実施

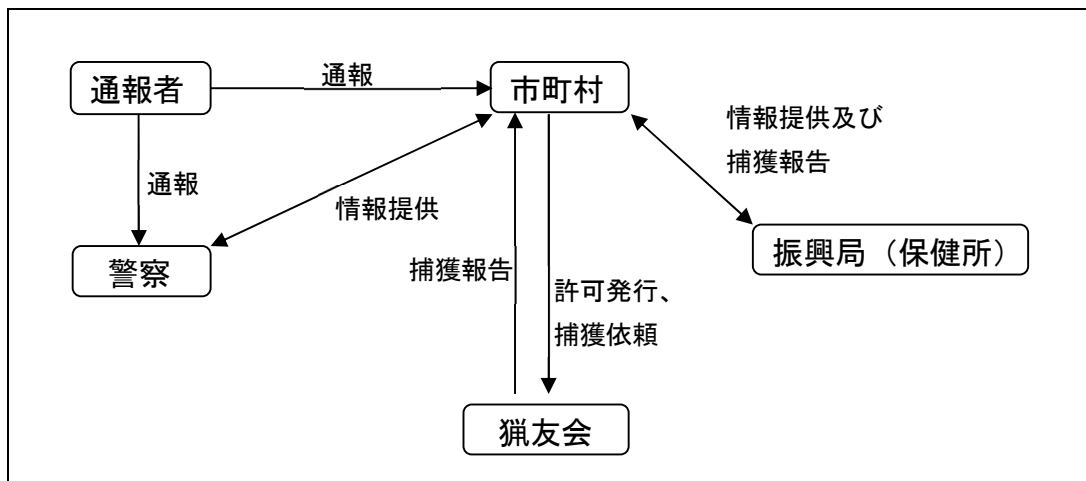
#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある

ある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新潟県猟友会村上支部	・対象鳥獣の捕獲を実施する
関川村 (農林課・総務課)	・学校や近隣集落への注意喚起や関係機関との連絡調整及び情報提供 ・有害鳥獣捕獲申請、許可の迅速な対応 ・周辺パトロールの実施。誘引物の有無を確認し、適切な処理を呼びかけ。
村上警察署	・現地の見回り等
村上地域振興局	・有害鳥獣の対処方法に関する指導・助言 ・情報提供及び捕獲報告

(2) 緊急時の連絡体制（関川村ツキノワグマ等出没対応マニュアルによる）



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲現場において埋設処理を行うことを基本とする。
- ・自己利用の場合に限り、食肉として利用できる獣種については、利用を認める。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食 品	—
ペットフード	—
皮 革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(2) 処理加工施設の取組

—
---

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—
---

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	関川村有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
関川村	・ 関川村有害鳥獣被害防止対策協議会を運営し、鳥獣被害防止対策について、当該協議会委員との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。
北新潟農業協同組合	・ 農作物被害の把握及び農家への情報提供等必要な被害防止対策を支援する。
新潟県農業共済組合下越支所	・ 農作物被害の把握及び農家への情報提供等必要な被害防止対策を支援する。
新潟県猟友会村上支部	・ 対象鳥獣捕獲等を実施する。
鳥獣保護管理員	・ 対象鳥獣捕獲等に係る調査を実施する。
荒川漁業協同組合	・ 内水面被害の把握及び必要な被害防止対策の実施。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
村上地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県からの情報提供。</li> <li>・事業実施に対する指導。</li> </ul>
新潟県農林水産部水産課 村上駐在所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カワウ対策の情報提供等、必要な指導・助言を行う。</li> </ul>
関川村森林組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山の森林整備を進めることにより、野生生物との緩衝帯をつくる。</li> </ul>

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・令和2年度に設置済み。
- ・規模及び構成は関川村鳥獣被害対策実施隊設置規則に基づく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・サルを誘引しにくい環境づくりを実現するため、農家及び地域住民による集落単位での追払いや放任野菜、果樹の除去等に関する啓発等を実施する体制の整備を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・耕作放棄地解消対策についても被害防止と併せて実施する。